

秋田県がん対策推進企業等連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田朝日放送株式会社（以下「乙」という。）は、甲が策定した「秋田県がん対策推進計画」（以下「推進計画」）に関する取組において、相互の連携・協力が可能な分野を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力を行い、推進計画の目的達成に向けての取組を推進することにより、県民の安心かつ健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの事項について連携・協力する。

- (1) 従業員及びその家族に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (3) 従業員・家族へのがん診療情報の提供
- (4) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (5) がん検診の受診啓発イベント（検診受診キャンペーンも含む）の実施
- (6) 県民へのがん検診受診啓発の実施
- (7) がん患者（復帰者を含む）である従業員に対する支援
- (8) がん患者団体の活動支援
- (9) その他、がん予防やがん検診の受診啓発、がん患者支援に関わる積極的な取組

2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得たうえで、商品パッケージ、広告等に秋田県がん対策推進企業等連携協定を締結した企業である旨を表示することができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討・実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の有効期間の満了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとし、期間の満了1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方により、本協定の趣旨に反すると合理的に認められる程度の法令又は本協定違反がなされた場合は、相手方に書面通知の上、本協定を解除することができる。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない。）と関係を持たないことを表明し、保証する。

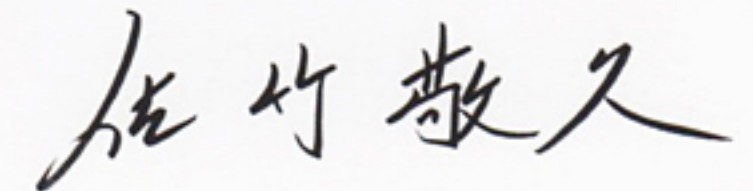
（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月4日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事



乙 秋田県秋田市川尻町大川反233番209号
秋田朝日放送株式会社
代表取締役社長

